

訴 状

平成20年5月23日

岡山地方裁判所

御中

原告訴訟代理人

弁護士 奥 津 亘

弁護士 奥 津 晋

原 告 萩 原 和 也

奥津法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人

弁護士 奥 津 亘 (担当)

弁護士 奥 津 晋

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関一丁目3番2号

被 告 郵便事業株式会社
代表者代表取締役 北 村 憲 雄

雇用契約上の地位確認等請求事件

訴訟物の価額 金3,294,288円
貼用印紙額 金22,000円

請 求 の 趣 旨

1. 原告が、被告に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
 2. 被告は、原告に対し、平成20年5月1日から毎月24日限り1ヵ月につき金274,524円を支払え。
 3. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決ならびに第2項について仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1. 期間雇用社員契約の締結

1. 原告は、平成14年5月、被告（当時、岡山郵便局長）に非常勤職員として任用された。期間は2ヵ月であるが、1日毎に任用とされていた。

原告は、被告の夜間（17時から21時まで）における郵便（主

として速達・小包)の配達業務(第一集配営業課)に従事した。

当時、原告は、岡山理科大総合情報学部にて在籍していた。

2. 以後、被告は、日本郵政公社、郵便事業株式会社とその主体を遷させたが、原告は、同様に任用の更新を繰り返し継続して郵便配達業務に従事した(勤務時間帯の変動はある)。
3. 平成19年2月末ごろからは、勤務時間を次のとおりとして、1日合計8時間の勤務をすることとなった。

午前 8時から12時までの4時間

午後 17時30分から21時30分までの4時間

原告は、平成19年3月、前記大学を卒業する見込みであった。

4. 平成19年4月1日、雇用期間を6ヵ月として任用された。
5. 平成19年10月1日、被告の郵政民営化に伴い、原告は被告との間で以下のとおり期間雇用社員(契約社員Ⅱ)として雇用契約を結んだ(甲第3号証)。

(1) 雇用契約期間

平成19年10月1日から同20年3月31日まで

(2) 就業の場所および業務の内容

岡山支店第一集配課

郵便(外務)その他これに付随・関連する業務

(3) 勤務時間

「サービス表」に定める勤務の種類及び期間雇用社員就業規則第27条により指定する。

(原則として、午前8時から12時までの4時間、午後は17時30分から21時30分までの4時間)

(4) 基本賃金

1時間当たり1,280円(基本給950円+加算給330)

円)

第2. 期間更新の拒絶

被告は、原告に対し、平成20年2月27日、同年3月31日限り期間雇用社員雇用契約を更新しない旨を通知（甲第4号証）し、同年4月1日以降、原告からの契約更新の申出にもかかわらず、被告はこれに応じなかった。

第3. 期間契約の無効

しかし、原告と被告間の雇用契約は、以下のとおり、期間の定めのないものに転化しているか、期間の定めがあるとしても、実質的に期間の定めのないものと同視でき、原告には雇用を継続されることについて合理的な期待があるというべきである。

1. 原告は、平成14年5月から平成20年3月31日まで5年と11ヵ月の長きにわたって幾度も継続反復して、実質的な雇用契約を更新しており、特段の理由のない限り雇用が継続されることを、原告も被告も当然の前提としており、期待していた。
2. とりわけ、平成19年2月、原告が同年3月には大学を卒業するが、他に就職をすることなく、そのまま被告との雇用契約を継続することを前提として、1日の稼働時間を8時間とすることの申入れをしたところ、被告もこれを理解して、契約内容を1日8時間の勤務に変更した。
3. 原告は、当初は学生ではあったが、特定地域の郵便配達を任され、これに習熟し、特定地域の地理・居住者の氏名にも通じて、安心して配達を任される状態に至っていた。

職場における信頼や評価も高く、原告の属するグループでの査定

における評価もトップレベルであった。

業務上においても期間雇用を一方的に中止する根拠はなかった。

4. 原告は、他への就職も考えず、期間雇用から正式社員への採用を期待し、業務遂行に努力していた。このことは、被告も認識していた。

第4. 更新拒絶の正当性の欠如

1. 被告は、原告との雇用契約を更新しなかった理由として、①平成17年5月21日タクシーへの追突、②平成18年8月11日岡山郵便局構内での自転車との衝突、③平成19年10月23日併走車輛への接触、④平成20年2月19日停止した車輛への衝突という交通事故を挙げ、バイク運転をするにあたって原告は適性を欠いている、という。
2. しかしながら、上記の事故は必ずしも原告ばかりに原因があるわけではなく、いずれも軽微なものであって、これをもってバイクの運転の適性を欠いているとは、どうていいえない。

速達便配達（時間の指定もある）のための過酷な条件の下でのバイクの運転であって、総合的に見るなら、これらの事故の発生を理由として雇用契約の更新を拒絶する必要性も合理性も全く存在せず、違法不当な雇止めである。

第5. 原告の賃金額

原告は、平成19年3月1日から同20年2月29日までの1年間に総計金3,294,295円の賃金の支払いを得ている。

これらは、時間外労働も含むものであるが、時間外労働は、勤務日はほぼ毎日のように発生し、いわば常態化していた。

よって、時間外勤務を含む年間の平均額をもって賃金の請求額とするのが相当である。

よって、原告の1ヵ月の平均賃金は274,524円である。

賃金は、月の初日から末日までの分を翌月の給与支払日（毎月24日）に支給するとされている。

第6. 結語

よって、原告は、被告に対し、雇用契約上の権利の確認と、毎月の賃金を支払うよう求めるものである。

証 拠 方 法

別紙証拠説明書のとおり

添 付 書 類

1. 甲 号 証
1. 現在事項証明書
1. 訴訟委任状